

児童手当・児童育成手当 現況届の提出をお忘れなく

児童手当・児童育成手当を受給している方は
現況届の提出を

ださい。

児童手当が勤務先から支給されている公務員の方は、市での手続きはありません。

現況届は、毎年6月1日現在の状況により、引き続き手当を受けるための要件を満たしているかを確認するものです。現況届が未提出の場合、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

【提出期限】 6月29日（金）
【提出方法】 児童手当Ⅱ同封

の返信用封筒で郵送してください
▼児童育成手当Ⅱ直接児童青少年課（市役所2階）へ提出してください

乳幼児医療費助成制度・義務教育就学児医療費助成制度 現況届

◎市に所得情報がある方（30年1月1日に住民登録のある方）
Ⅱ現況届の提出は不要です。10月から使用する医療証は9月末に郵送します

◎市に所得情報がない方（30年1月2日以降に転入した方）
転入後に出生届けを出した方

（など）で児童手当の現況届を提出した方Ⅱ医療証も更新され、所得情報がある方と同様に医療証を9月末に郵送します

◎市に所得情報がない方（児童手当を市から受給していない方）
生計中心者が市外の方
Ⅱ現況届の提出が必要です。提出が必要な方には、現況届を6月8日（金）に郵送します。10月から使用する医療証は9月末に郵送します

◎市に所得情報がない方（30年1月2日以降に転入した方）
転入後に出生届けを出した方

くになりますので、ご注意ください
【提出期限】 6月29日（金）
【提出方法】 同封の返信用封筒で郵送してください

健康保険証の資格確認

現在、医療証をお持ちの方で、お子さんの加入している健康保険証が変わったときは、届け出が必要です。お済みでない場合は、新しい健康保険証の写しを添えて同課に変更届を提出してください。

詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

第2回市議会定例会 を開催します

30年第2回市議会定例会が6月4日（月）～21日（木）の日程で開催の予定です。

一般質問が6日（水）～11日（月）、常任委員会が13日（水）～15日（金）の予定です（いずれも土曜・日曜日は休会）。

詳しくは議会事務局 ☎470・7789へ。

募集



被保護者健康管理支援員（嘱託員）

生活保護受給者の健康管理、精神保健支援を行う被保護者健康管理支援員（嘱託員）を募集します。

【勤務日・時間】 原則週4日、月16日。祝日を除く月曜～金

曜日の午前8時半～午後5時15分

【応募資格】 パソコンの基本操作（ワード・エクセル）ができる保健師の資格を有する方

【報酬】 市嘱託員取扱要綱に基づき報酬額

申し込みは、土曜・日曜日を除く6月1日（金）～8日（金）の午前8時半～午後5時に、履歴書・資格証明書（写し）、741へ。

31年4月1日以降に採用する 市職員を募集します

募集職種・受験資格・募集人数などは、左表の通りです。【募集要項】 土曜・日曜日を除く6月1日（金）～22日（金）の午前8時半～午後5時および申込受付期間に、職員課（市役所4階）で配布。 ※6月1日（金）以降、市ホームページからも取得できます。

【申込受付期間】 6月24日（日）午前9時～午後1時25分
【一次試験】 7月22日（日）詳しくは職員課 ☎470・7716へ。

【対象】 市立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者
▼31年度に市立小学校へ進学する幼児の保護者
詳しくは指導室特別支援教育係 ☎470・7747へ。

5月14日付市人事異動

市では、5月14日付で部長および課長の異動を次の通り行いました（カッコ内は前職。※は再任用）。

【部長級】 総務部長兼監査事務局局長事務取扱（総務部長） 佐々木弘治

【課長級】 市民部課税課長※（監査事務局局長 齋藤昇司）▽教育部図書館長（市民部課税課長） 佐藤貴泰▽教育部主幹（教育部図書館長 馬場幹人）

詳しくは職員課 ☎470・7716へ。

募集職種・受験資格・募集人数など

職種	受験資格など	募集人数
一般事務	I 類 (大学卒程度)	若干名
	平成元年4月2日から9年4月1日までに生まれた方	
	II 類 (短大卒程度)	
	平成3年4月2日から11年4月1日までに生まれた方	
一般事務 (身体障害者)	I 類 (大学卒程度)	若干名
	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方で、平成元年4月2日から9年4月1日までに生まれた方	
	II 類 (短大卒程度)	
	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方で、平成3年4月2日から11年4月1日までに生まれた方	
土木技術	I 類 (大学卒程度)	若干名
建築技術	昭和49年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、土木（関連）学科を履修した方	
	昭和49年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、建築（関連）学科を履修した方	

※いずれの職種も31年3月卒業見込みの方を含みます。
※1次試験では活字印刷による筆記試験、2次試験および3次試験は口述による試験を行います。配慮が必要な方は、申し込み前にご相談ください。
※採用された場合、自力による通勤および介助者なしの職務遂行となります。また、勤務時間は原則として週38時間45分（1日7時間45分）です。

第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画を策定しました

市では、3月に「東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。この計画は当事者に対する意識調査、事業者や当事者団体に対するヒアリング、パブリックコメントの結果を踏まえ、地域自立支援協議会で検討してきました。

【計画期間】 30年度～32年度
【趣旨】 障害福祉計画は障害



国民年金の加入方法

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

加入者は、職業などによって3つの区分に分かれてそれぞれ加入手続きが異なります。

者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法に基づくもので、障害福祉に関するさまざまな施策について、長期的視点から総合的・計画的に推進することを目的としています

【主な施策】 障害福祉計画Ⅱ
①訪問系および日中活動系サービス
②一般就労などへの移行支援の推進
③入所施設などからの地域

【更新】 手続は、有効期間の3カ月前から障害福祉課で受け付けます。
◎診断書の提出は2年に1度です

特別支援教育 保護者説明会を開催します

市教育委員会では、市立小・中学校に設置されている特別支援学級と特別支援教育に係る取り組みについて、皆さん

に広くご理解いただくため、次の通り説明会を開催します。
【日時】 6月18日（月）午後2時半～4時半

就学予定児童・生徒の 就学相談のお知らせ

市教育委員会では、来春小・中学校へ入学するお子さんの病气や発育などで、悩みや不安などを感じている保護者を対象に、就学相談を受け付け

ています。一人ひとりのお子さんが、可能性を最大限に伸ばすための適切な学校教育を受けることができるように、就学相談員が相談・情報提供

【会場】 市役所7階701会議室
【対象】 市立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者
▼31年度に市立小学校へ進学する幼児の保護者
詳しくは指導室特別支援教育係 ☎470・8032へ。

【受付日時】 6月19日（火）午前9時～午後4時
【受付・相談会場】 指導室（市役所6階、電話受け付け可）
【相談内容】 子どもの発達や日常の様子、就学について詳しくは同室特別支援教育係 ☎470・8032へ。